大阪府の依存症対策について

～「依存症対策のあり方について（提言）」（平成29年３月）と府の対応～

現状と課題

●治療が長期間に亘る病気である

 ●依存症に対する理解が不足

 　　（「誰でも罹る」けれども「回復できる」)

 ●依存症が「否認」の病気である

 　 （本人が病気であることを認めない)

 ●治療する医療機関が少ない

 （訓練を受けた人材の不足）

 ●「相談」「治療」「支援」の連携不足

 　（治療に繋がらない・治療が途切れる

【参考①：依存症患者数（全国推計）】

　　・アルコール依存症：109万人(2013年）

　　・ギャンブル依存症：536万人（2014年）

　 出典：厚生労働省研究班全国調査

 【参考②：診療報酬届出医療機関（府内）】

　　・重度アルコール依存症入院医療管理加算：10

　　・依存症集団療法（薬物・通院）：１

　　・ギャンブル：加算や集団療法の診療報酬がない

回復が十分可能な疾患であるにもかかわらず、必要な治療や支援が受けられていない。

「取り組むべき方向性」６項目を整理

①治療体制の強化

②研修による人材育成

③関係機関のネットワークの充実

④早期発見・早期治療

⑤青少年向け予防啓発

⑥法規制による環境整備

今年度の具体的対応

①治療プログラムの開発と普及

≪依存症治療の拠点である精神医療Ｃで実施≫

・アルコール依存症：専門医療機関以外でも実施可能な治療プログラムの普及

・薬物依存症: ぼちぼち（治療プログラム）の普及と医療機関向けテキストの配布

・ギャンブル依存症：GAMP（治療プログラム）の試行と普及

その他、国家要望による診療報酬評価の改善など

②治療者と支援者の資質向上

・医療従事者向け研修：「治療のノウハウ」

・相談支援者向け研修：「依存症の基礎知識」

③多様な関係者による支援体制の構築

・大阪アディクションセンター の活用

　 ※依存症者とその家族を途切れなく支援するための

　　 相談・治療・回復機関から構成されるネットワーク

・依存症関連機関連携会議（H29.4～）の開催

　 ➢ 関係者が一同に会し課題の検討・協議を行う

④「すみやかにつなぐ」仕組みの整備

・相談窓口の広報と周知活動の強化

・家族教室を通じた支援の拡充

・警察と医療機関との連携による

 早期治療の実施

⑤青少年への対応を強化

・学校教育における予防啓発の強化

・児童虐待防止対策による予防啓発

今後の方向性

・依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関を平成29年９月を目途に指定

　 ・依存症に対する相談支援体制の拡充

　 ・保健医療計画、アルコール健康障がい対策推進計画（平成29年度策定予定）に取組方針を盛り込み、推進

　 ・国に対し診療報酬・財政的支援への働きかけ

　 ・国の依存症対策（法制化を含む）の動向を踏まえて対応